

# 加古川市上下水道事業運営審議会資料

令和8年3月16日

# 目次

- 水道料金制度の概要について 3
- 加古川市の水道料金の現状と課題について 11
- 料金改定の進め方（料金算定要領に基づく）について 23

# 水道料金制度の概要について

## 水道料金について

「水道料金制度は給水サービスの対価として、できるだけ低廉かつ公平で、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められなければならない。」とされています。

### 【水道料金とは】



### 水道料金の概要

- 水道料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。  
※水道法第14条より要約
- 水道料金は、水道事業を経営する地方公共団体が水道法に基づき、給水サービスの対価として、できるだけ低廉かつ公平で、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められなければならない。  
※水道料金算定要領（令和7年2月）より要約
- 料金の改定にあたっては、水道法に基づき国土交通大臣への届出が必要となる。

## 料金決定における地方公営企業の特徴

独立採算制と事業運営の資金が必要になることが地方公営企業の特徴です。

### 【独立採算制と事業運営の資金】

◆ 水道事業は水道料金を主たる財源として「独立採算制」が求められ、「事業運営の資金」の確保が求められます。

#### 独立採算制

- 水道事業運営は、利用者からの料金収入により運営費用を賄う 「独立採算制」が求められる。
- 事業運営にかかる費用は「水道料金」を主な財源として運営している。

#### 事業運営の資金

- 水道事業は、施設や管路の整備に多額の資金が必要な装置産業※である。
- 整備事業の資金を企業債の発行により確保した場合にも、その償還資金は、「水道料金」が主な財源となる。

※装置産業・・・一定以上の生産やサービスの提供のために、大型の施設や装置を要する産業

## 加古川市の水道料金

水道料金制度は基本料金、従量料金と用途別、口径別に単価が定められており、これに基づいて水道料金が算定されます。

### 【水道料金の体系】

◆ 加古川市の水道料金の体系は以下のとおりです。

(2か月分、税抜)

口径 (mm)	一般用			湯屋用	臨時用		
	基本料金	従量料金					
13	10m <sup>3</sup> まで1,690円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	基本料金 + 1m <sup>3</sup> につき 93円	基本料金 + 1m <sup>3</sup> につき 435円		
20	10m <sup>3</sup> まで1,890円	1m <sup>3</sup> につき 33円	1m <sup>3</sup> につき 125円				
25	10m <sup>3</sup> まで2,820円						
40	13,200円	40m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき125円	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで			100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を 超える分
50	21,600円		1m <sup>3</sup> につき 174円			1m <sup>3</sup> につき 239円	1m <sup>3</sup> につき 256円
75	48,400円						
100	84,400円						
150	191,900円						
200	304,900円						
300	876,000円						

口径別料金

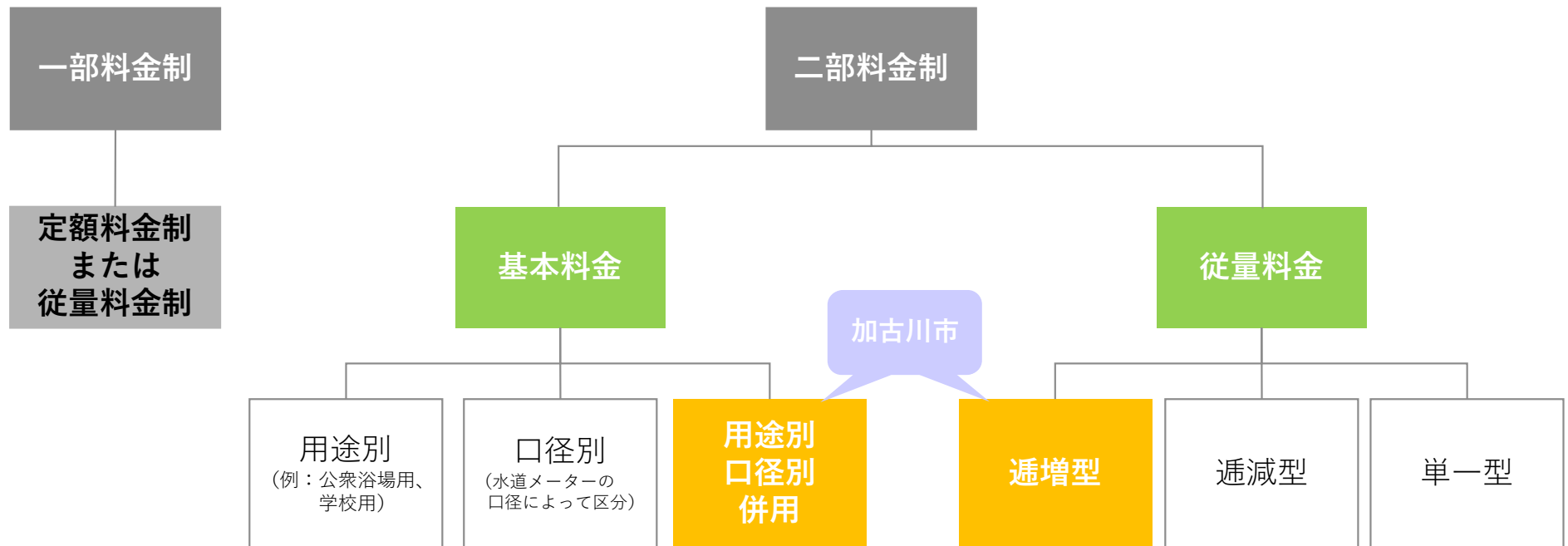
通増型料金

## 水道料金制度の概要

加古川市の水道料金制度は二部料金制のうち、基本料金は用途別・口径別併用、従量料金は逦増型を採用しています。

### 【料金体系の大別】

◆ 水道事業の料金体系の大別は以下のとおりです。



※ 一部料金制や二部料金制のほかに、基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度などがあります。

## 水道料金制度の概要

料金体制として一部料金制、二部料金制と区分され、また用途別、口径別、用途・口径別併用の3つの体系に大きく分けられます。

### 【料金体系の大別】

◆ 各用語の意味は以下のとおりです。

#### 一部料金制

定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度

#### 二部料金制

基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度  
※経営の安定性の確保には、基本料金と従量料金の併設が有効とされています。  
(日本水道協会「水道料金算定要領」)

#### 用途別

「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課（例：「営業用」「工業用」等）

#### 口径別

「水道水をどのくらい使用するか」を口径の大小等により区分し、料金を賦課

#### 用途・口径別併用

用途別と口径別を併用し、料金を賦課

## 水道料金制度の概要

水道料金制度のうち二部料金制は、基本料金と従量料金に分けることができます。

### 【基本料金・従量料金の内容】

◆ 基本料金と従量料金は以下のような内容となっています。

#### 基本料金

- 基本料金は使用水量の多寡にかかわらず負担するものですが、公衆衛生向上の観点や料金の低廉化といった政策的配慮等を図るために一定の水量を基本水量として基本料金に含めている団体があります。

#### 【基本水量】

- 基本料金の範囲内で使用できる水量
- 公衆衛生の向上・生活水の低廉化を目的として設定

#### 従量料金

- 従量料金は使用水量に応じて負担するものですが、経済成長期における大口需要の抑制といった給水需給の実態や、小口使用者への配慮等を目的に、様々な従量単価が設定されています。

#### 【従量料金の種類】

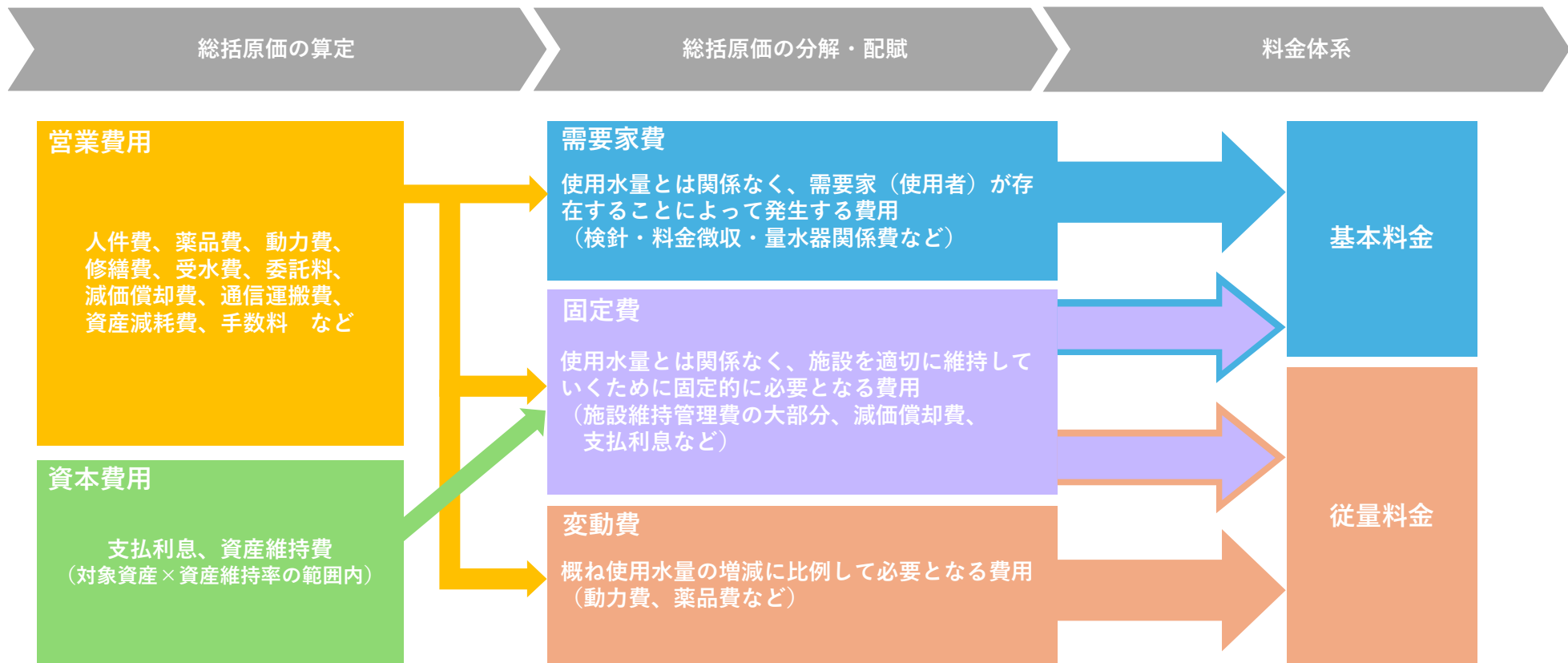
- 逦増型：使用水量が多ければ、1m<sup>3</sup>あたりの金額が高くなる
- 逦減型：使用水量が多ければ、1m<sup>3</sup>あたりの金額が低くなる
- 単一型：使用水量にかかわらず、1m<sup>3</sup>あたりの金額が同じ

## 水道料金制度の概要

費用（総括原価）は、「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解された後、基本料金と従量料金に配分されます。

### 【費用の分解と料金への配分】

◆ 基本料金と従量料金は以下のような内容となっています。



※公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

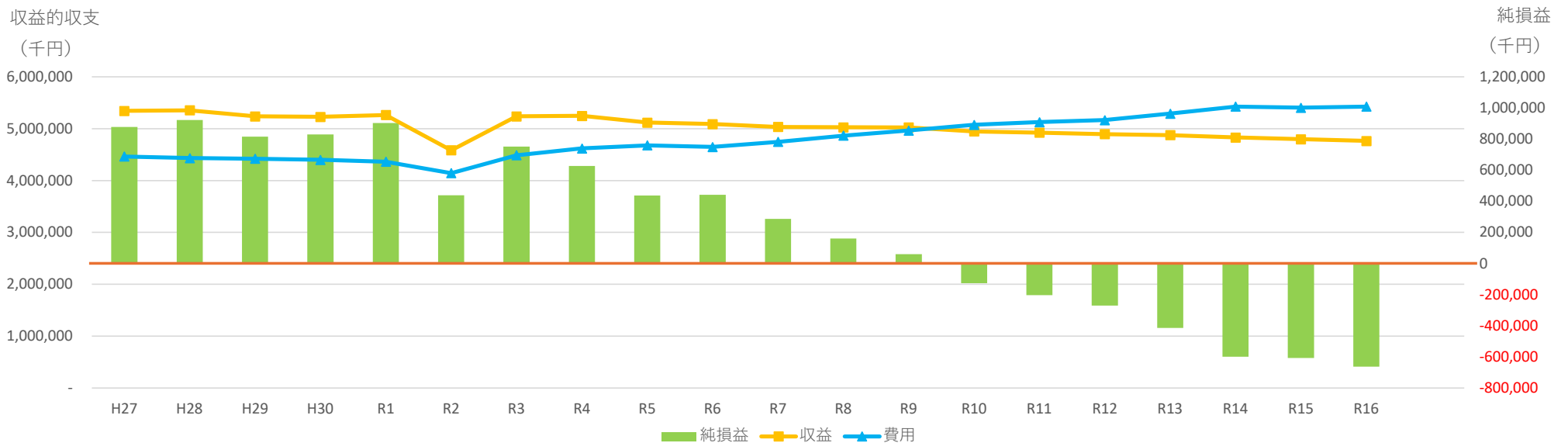
# 加古川市の水道料金の現状と課題について

## 将来の収支について

収益が減少傾向にある一方で、費用が増加傾向にあるため、利益が減少する状況にあり、料金改定等の対策を行わない場合、将来的に収益的収支が赤字に転じる見込みとなっています。

### 【収益的収支の推移】

- ◆ 水道事業の収益的収支は、収益面では、令和2年度に料金収入が一旦減少した後に令和3年度に回復し、その後は微減傾向で推移しています。一方で、費用面では、減価償却費や動力費、委託料等が増加傾向で推移しています。
- ◆ 純損益は減少傾向にあり、料金改定等の対策を行わない場合、**令和10年度に赤字に転じる**ことになり、その後も赤字は拡大していく見込みとなっています。



※将来推計は令和6年度に策定した経営戦略のうち、水道事業投資・財政計画（料金改定を実施しない場合）より加工

料金体系決定における検討事項

料金体系決定にあたっては、「基本料金と従量料金の収入割合」、「従量料金の逦増度」、「基本水量」等の検討が必要になります。

【現行料金体系】

◆ 一般に、料金体系決定においては以下の6点が検討事項となります。

・水道料金表（税抜、1ヶ月、円）

口径 (mm)	③基本水量		①基本料金と従量料金の収入割合	
	基本料金	従量料金	基本水量	税抜
13	5m <sup>3</sup> まで	845円	5m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	33円
20	5m <sup>3</sup> まで	945円	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	125円
25	5m <sup>3</sup> まで	1,410円	20m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	174円
			50m <sup>3</sup> ～250m <sup>3</sup>	239円
			250m <sup>3</sup> 超	256円

口径 (mm)	③基本水量		①基本料金と従量料金の収入割合	
	基本料金	従量料金	基本水量	税抜
40	水量に 関係なく	6,600円	20m <sup>3</sup>	125円
50		10,800円	20m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	174円
75		24,200円	50m <sup>3</sup> ～250m <sup>3</sup>	239円
100		42,200円	250m <sup>3</sup> 超	256円
150		95,950円		
200		152,450円		
300		438,000円		

④口径別基本料金

⑤水量区画

② 従量料金の逦増度  
口径別の従量料金

⑥用途別料金の検討

④口径別基本料金

⑤水量区画

② 従量料金の逦増度  
口径別の従量料金

現行料金体系の逦増度  
◆13mm～25mm 7.75倍  
◆40mm～300mm 2.04倍  
※逦増度 = 最高単価 ÷ 最低単価

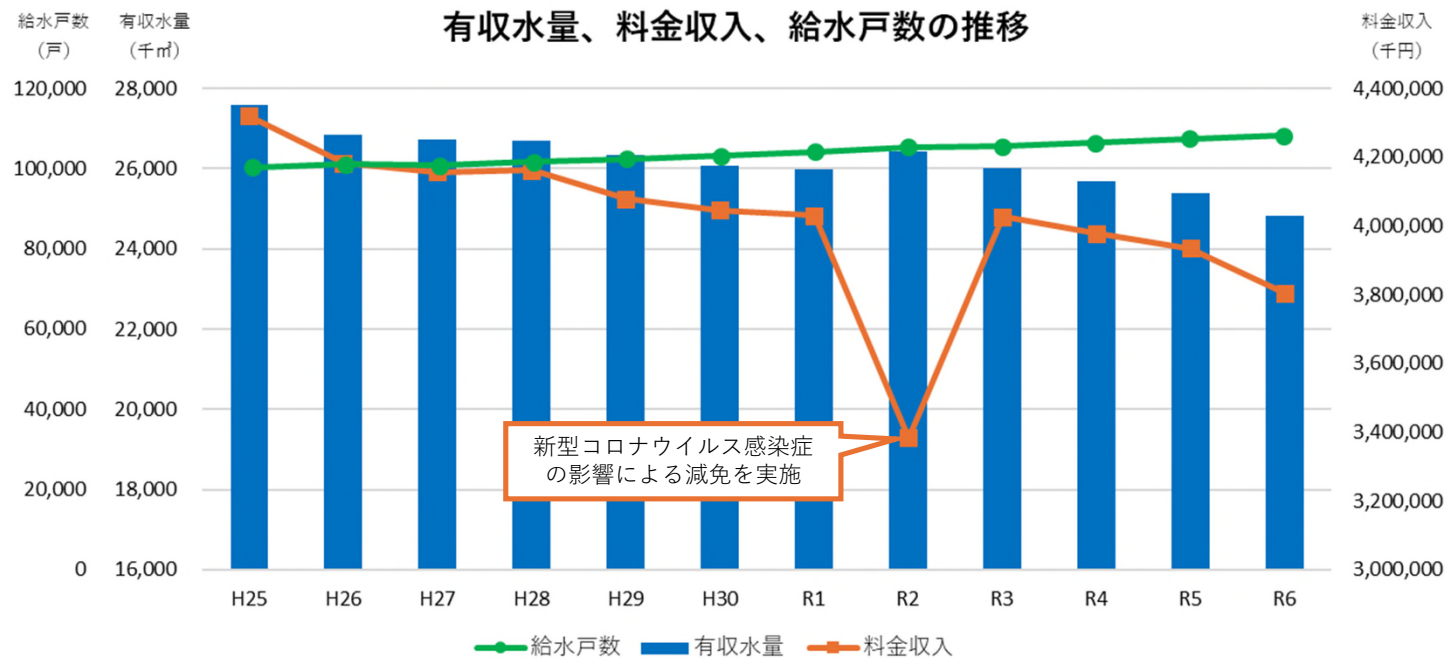
※湯屋用・臨時用は単一型のため省略

## 給水戸数及び有収水量の推移

給水戸数は微増しているものの、有収水量は減少傾向にあります。

### 【料金体系の課題】

- ◆ 近年の給水戸数及び有収水量の推移をみると、給水戸数は微増傾向にある一方、有収水量は微減傾向になっています。この結果として料金収入も微減傾向にあります。
- ◆ 基本料金収入割合が低い場合、水道料金収入全体が使用水量の減少の影響を受けやすくなります。【料金体系の課題】



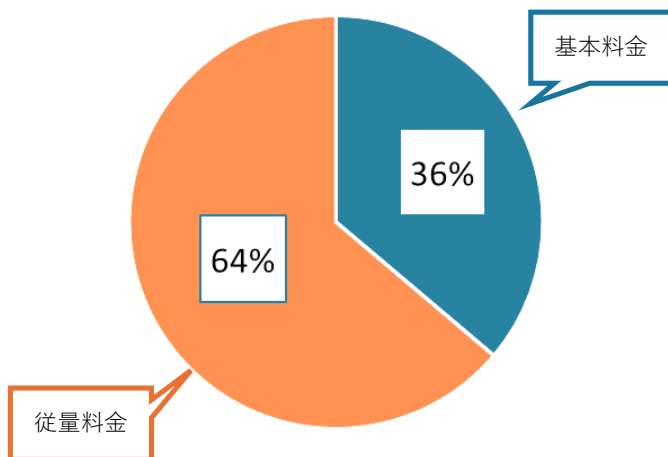
## 基本料金収入と従量料金収入の割合と逓増料金

基本料金収入の比率を高めると水需要の増減に影響されにくい水道料金体系となり、逓増制となっている従量料金収入の比率を高めると水需要の増減に影響されやすい水道料金体系となります。

### 【料金体系の課題】

- ◆ 加古川市の水道料金収入のうち、令和6年度の基本料金収入の割合が36%、従量料金収入の割合が64%となっています。
  - ◆ 総務省は、水需要の増減に収入が影響されない体系として、基本料金収入の比率を高めることの重要性を示しています。
- ⇒従量料金に比重を置いた料金体系は、給水量の多寡に影響を受けやすく、給水需要が減少傾向にある昨今においては、健全な経営を妨げる要因となり得ます。（水道料金算定要領より）。

### 基本料金収入と従量金収入の割合



### 基本料金収入と従量料金収入のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
基本料金収入の比率を高める	水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる	少量利用者の負担が重くなる
従量料金収入の比率を高める	段階別逓増料金の場合、多量使用の抑制を図ることができる	水需要の増減が経営に与える影響が大きく、有収水量が減少すると料金値上げを検討せざるを得ないが、節水したにもかかわらず料金の値上げとなると住民から理解を得にくい

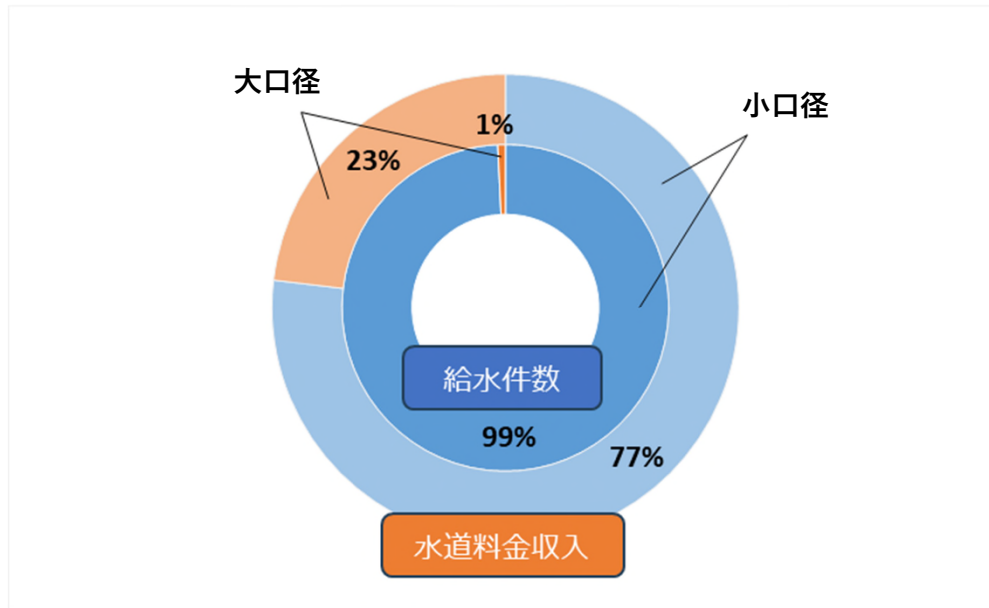
(出典：第4回公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会資料6)

## 小口径と大口径の割合（件数・水量・料金収入）

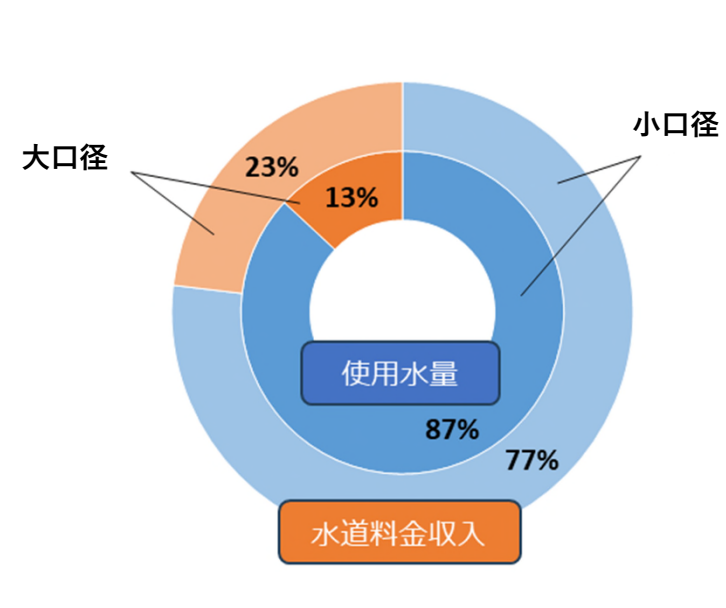
給水件数、使用水量及び水道料金収入について、それぞれにおける小口径利用者が占める割合を比較した場合、給水件数99%、使用水量87%に対し、水道料金収入は77%と低い水準にとどまっています。

### 【小口径と大口径の割合】

給水件数と水道料金収入における割合比較（令和6年度）



使用水量と水道料金収入における割合比較（令和6年度）



※口径が13~25mmのものを小口径、口径が40mm以上のものを大口径として取り扱っています。

## 従量料金のあり方

従量料金設定の考え方は変化しています。

### 【従量料金制の変遷】

#### 従量料金のあり方

- 改訂前の水道料金算定要領では、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態から、必要がある場合には、従量料金については、逡増又は逡減制とすることができるとされていたため、逡増型料金制度が広く普及した。
- 大口使用者の給水需要が減少傾向にあるため、安定した給水収益の確保に支障を与え、健全な経営を妨げる要因となりかねない。
- 生活用水使用者への福祉的配慮は、本来一般行政が担うべきであり、水道事業で大口使用者へ負担を強いる運用はさけるべきである。

⇒これらの状況を踏まえ、料金算定要領では「使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする」とされている。一方で、料金の急激な変動を緩和するため、将来的に解消することを前提に経過措置として存置されている。

(出典：公益社団法人日本水道協会『「水道料金算定要領」改定に関する報告書』令和7年2月 10ページを要約)

## 基本水量のあり方

基本水量の設定の考え方は変化しています。

### 【基本水量の設定の考え方の変遷】

#### 基本水量のあり方

- 昭和42年の水道料金算定要領では、需要の態様に応じて各使用者群に基本水量を付与でき、特に小口径給水管使用者には基本水量を付与するとされていた。
  - 平成9年には、基本水量を付与する料金は料金の激変を招かないよう漸進的に解消すべきものであり、経過的な存置はやむを得ないと改められ、経過措置として位置付けられた。
  - その後の経過年数の長期化、節水意識が反映されないこと、公衆衛生向上を急務とする時代ではなくなったこと等から、基本水量設定の必要性は一層低下している。
- ⇒基本水量制度を採用する事業者も減少傾向にあることを踏まえ、基本水量は引き続き経過措置として扱う一方、「経過的に存置することはやむを得ない」との記述は削除することとした。

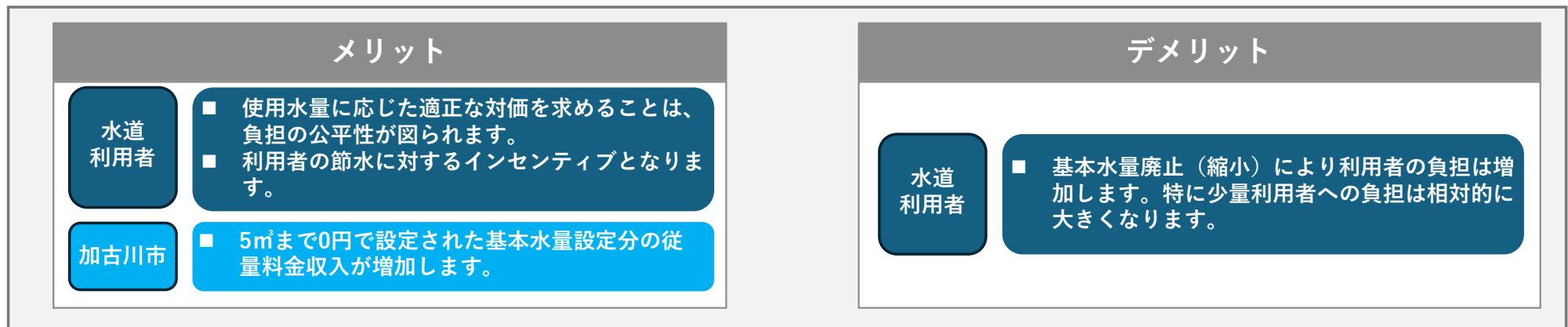
(出典：公益社団法人日本水道協会『「水道料金算定要領」改定に関する報告書』令和7年2月 10、11ページを要約)

## 基本水量のあり方（メリット・デメリット）

基本水量の見直しが水道利用者の生活にも大きな影響を与えます。

### 【基本水量見直しにあたっての検討事項】

◆ 基本水量の廃止により、メリット・デメリットが生じます。



### 対応

- 料金体系の大幅な変更は、水道利用者の生活に大きな影響を与えます。このため、将来的な基本水量のあり方を検討する必要があります。
- 仮に基本水量の見直しを行う場合には、特に少量利用者の負担が大きくなりすぎないように配慮する必要があります。

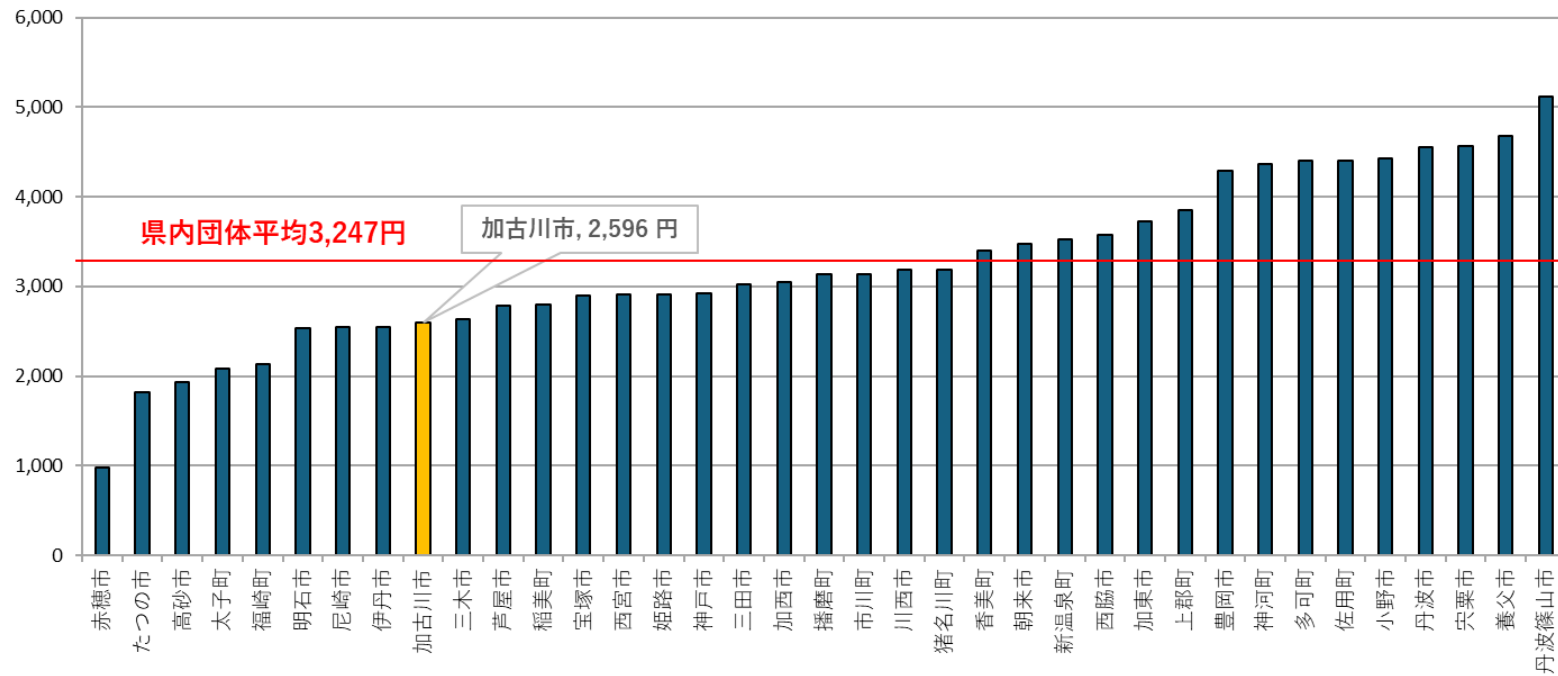
## 県内他市との水道料金比較

県内他市と水道料金を比較すると低い水準にあります。

### 【県内他市比較】

◆ 口径20mmの水道料金で県内他市と比較すると、1か月20<sup>3</sup>利用した場合の水道料金は県内他市平均より低い水準にあります。

### 1か月20<sup>3</sup>あたり料金・口径20mm（令和6年度）



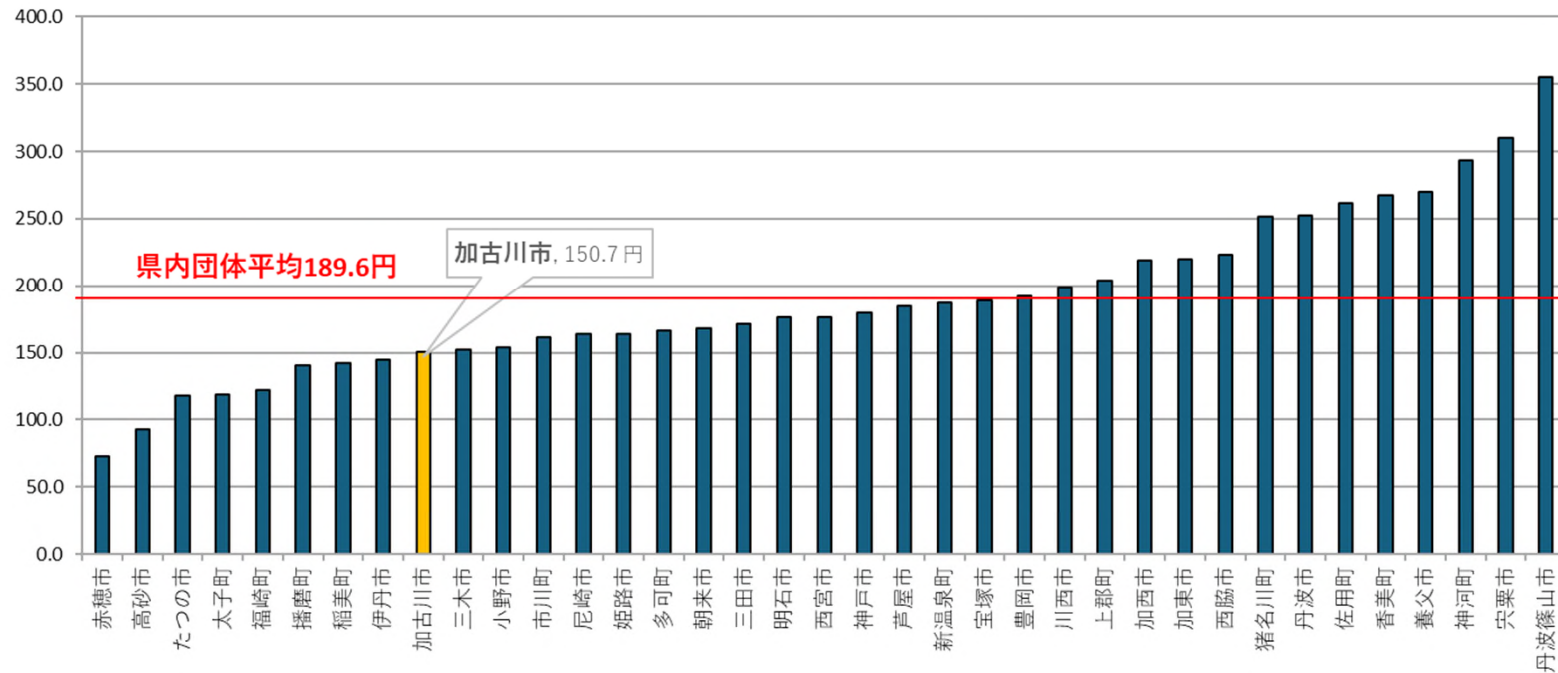
## 県内他市との給水原価比較

県内他市と給水原価を比較すると低い水準にあります。

### 【県内他市比較】

- ◆ 加古川市の給水原価は県内他市平均より低い水準にあります。その結果、水道料金においても県内水準よりも低い水準に繋がっています。

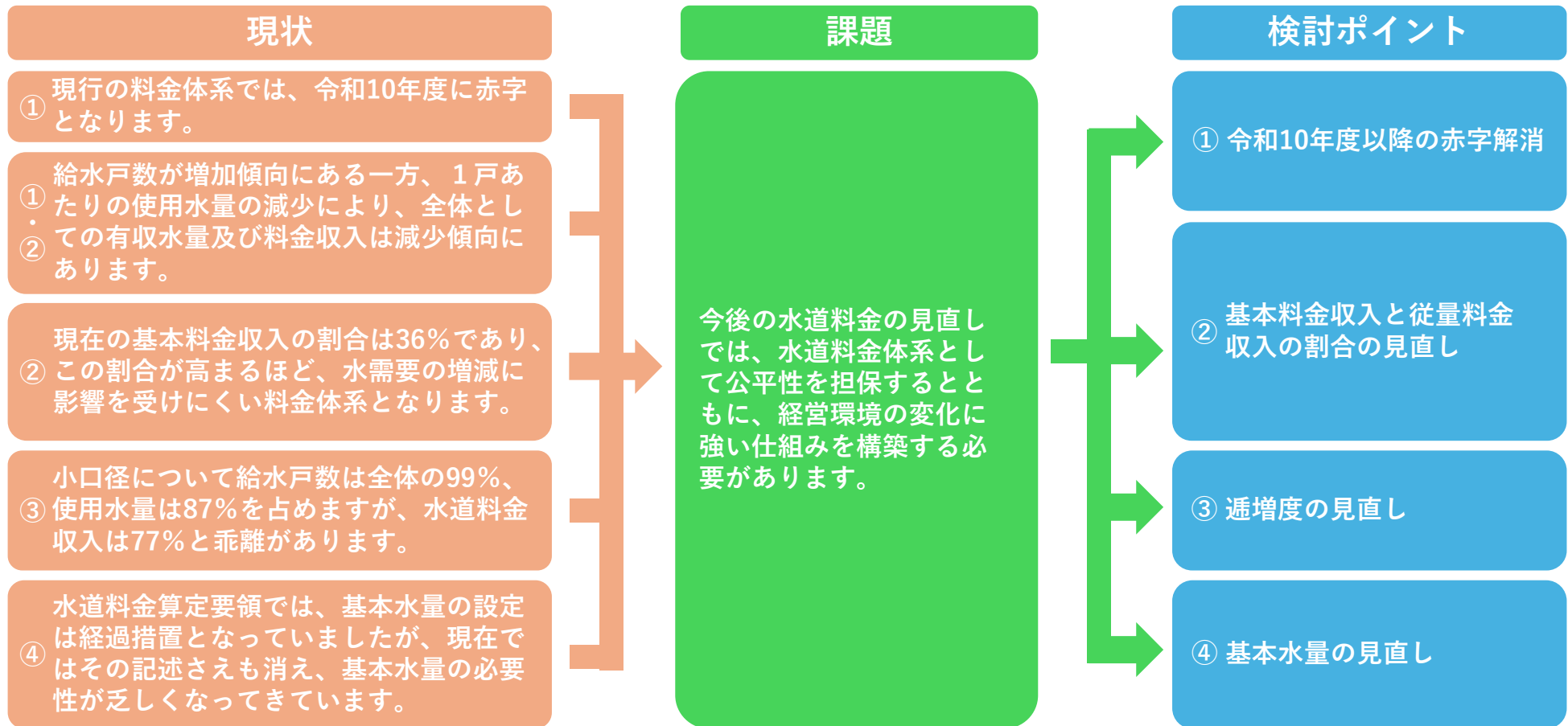
### 給水原価（令和6年度）



まとめ

経営環境の変化に強い水道料金体系の仕組みを検討する必要があります。

【現状と課題】

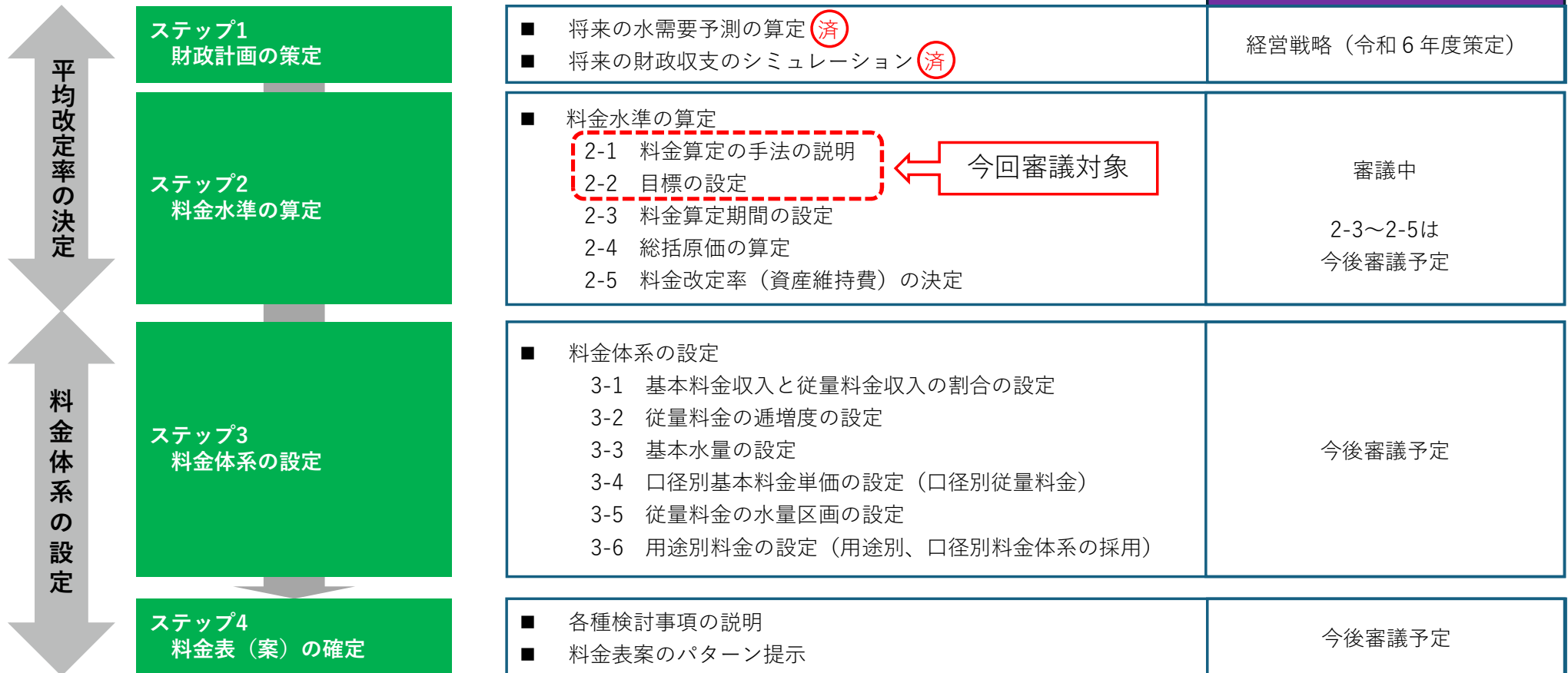


料金改定の進め方（料金算定要領に基づく）について

料金改定を行う際の基本事項

水道料金の算定スケジュールを算定フローに沿ってご案内します。

【水道料金の算定スケジュール】



(出典：公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成)

## 料金改定を行う際の基本事項

料金改定の決定等については以下のとおり定められています。

### 【水道料金の決定等】

項目	上水道事業
根拠法	水道法第14条(供給規程)
法令等の規定内容	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること
手続き等	地方公共団体は条例で定め、開始時は国土交通大臣の認可、変更時は届出
その他通知等	水道料金算定要領
原則	総括原価方式
具体的な算入項目	<p>営業費用(人件費、維持管理費、減価償却費等)                      資本費用(支払利息、資産維持費等)                      ※控除項目(諸手数料その他事業運営にともなう関連収入等)を控除</p> <p>※資産維持費                      給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額</p>
実態的な算定方法	総括原価方式により料金算出(資産維持費の算出は資金ベースで算出する場合もあり)

(出典：総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」平成26年3月 125ページを参考に一部加工)

## 料金改定を行う際の基本事項

水道法では、料金収入の徴収根拠や使用料を定めるにあたっての基本原則が示されています。

### 【水道料金の基本原則】

#### (水道料金はサービスの対価)

- ▶ 水道事業者は、安全・快適に、持続的な水道サービスを供給し、その対価として使用者から水道料金を受け取ります。

#### (水道料金の決定の原則)

##### 地方公営企業法第21条

- ▶ 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- ▶ 料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

##### 水道法第14条第2項各号

- ▶ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ▶ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ▶ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



- 法令に示された水道料金決定の原則に基づき、各自治体が料金水準を設定
- 同基本原則の趣旨に基づいて「水道料金算定要領」（日本水道協会）で算定方法が示されています。

## 料金改定を行うに当たっての目標とする指標

料金改定を行うために目標とする指標を2つ設定します。

### 【料金改定に当たり目標とする指標】

目 標	内 容
<p>経常収支比率100%以上</p>	<p>経常収支比率 = (経常収益 ÷ 経常費用) × 100 (%)</p> <p>料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度まかなえているかを表す指標。</p> <p>⇒水道事業は独立採算制を原則とされており、黒字を示す 100%以上となることが求められるため、経常収支比率100%以上を目標とする。</p>
<p>水道料金収入の6か月程度の資金残高確保</p>	<p>水道事業は停止することができない重要なインフラ</p> <p>資金残高は運転資金、設備投資資金、震災等に備えるための臨時資金として確保する必要があり、料金収入3～6か月程度の資金残高を保有することが望ましいと考えられる。</p> <p>⇒災害時、復旧までに半年を要すると仮定し、6か月程度の資金残高確保を目標とする。</p>